

【諮問第80号】

10川個審第13号

平成10年10月5日

川崎市教育委員会

委員長 布川光明様

川崎市個人情報保護審査会

会長 藤原淳一郎

個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年5月19日付け9川教庶第161号の4をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報訂正請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

障害見舞金請求書に添付されている図書室見取図（以下「本件文書」という。）中の児童（被害児童（不服申立人）及び加害児童2人）の位置についての訂正請求は妥当である。

## 2 不服申立ての経緯

不服申立人は、平成9年3月19日付けで、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条の規定により、川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、障害見舞金請求書（8川教健第154号）に添付されていた図書室見取図の児童の位置について、「1995年7月27日（木）に市立小において事故の状況を確認する場が設定されたが、そのときと子どもの位置が違う。長机の前で掃除機のパイプを振り回すということは不自然でもあり、違うのではないかと思う。」という理由で、個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。実施機関は、平成9年4月17日付けで「『図書室見取り図』中の児童の位置の現記載については誤りとは言えないため。」との理由により、本件請求を拒否する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

不服申立人は、平成9年5月12日付けで、実施機関に対して、「『誤り』とまでは言えなくても、『不正確』なので、条例で保障された個人情報コントロール権を十分に尊重し、個人情報の一層の正確性を確保するためには、事務執行に著しい支障が生じない限り、訂正が認められるべき」との理由により、本件処分の取消しを求め不服申立てを行ったものである（当審査会諮問第80号事件）。

## 3 不服申立人の主張要旨

本件請求に係る記録は、「事実の記載の誤りがある」ので、訂正請求を行う。日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）にとって、給付金の支払いの際に必要なことは、学校管理下で起きた事故であることを確認することであるから、本件文書の児童の位置が数メートル変わろうが問題ではない。しかし、被害者側にとっては、本件文書が正しいものであることが必要である。不服申立人は、本件文書を初めて見たとき、現場での状況確認のときに児童が実際に立った位置とかなり違っているのが驚いた。「不服申立人が主張する児童の位置は正しいものとは言えない。」としているが、そう言い切れる根拠は何一つない。ただ、「学校側はこう認識している」というだけである。学校は、加害者や学校の責任問題が問われることが念頭にあって、「被害者が逃げようと思えば逃げられた、不注意があった」という印象を作り出すために、意図的に加害児童と被害児童を入口からできるだけ離そうとしたのではないか。

実施機関の賠償担当が事故の事実関係状況として記録したものの中に、（加害児童は）「図書室の入口付近で管を振っていた」との記載がある。川崎市立小学校（以下「市立小学校」という。）自らが、この賠償担当の記録と、市立小学校が作成した事故報告書にあるように「ちょうどその時入っていった被災児童の右頬にパイプの先端が当たってしまった」ことに合致するような見取図を作成して、差し替えるべきである。

## 4 実施機関の主張要旨

本件文書は、学校側が、関係児童両親、校長及び教頭の立会いによる状況確認をもとにセンターによる災害共済給付の支払請求書の添付書類として作成したものであり、児童の負傷が学校管理下で起きた事故を原因とするものであることをセンターにおいて確認するための資料の一つである。

したがって、本件文書は、そのような要請を満たす程度の内容であれば足りうるものあり、現に、センターは、

本件文書が添付された支払請求書の請求内容を適正とみて、給付金の支払を不服申立人に行っている。また、事故発生時の各児童の位置関係の記載は、学校側が、上記の状況確認の結果の認識を踏まえ、おおむね正しく表示したものであり、一方、不服申立人が主張する児童の位置は正しいものとは言えない。

以上のとおり、児童の位置の現記載について「誤り」とは言えず、条例第14条の「事実の記載の誤りがあるとき」という訂正請求の要件を満たさない。

## 5 審査会の判断

本件における対象文書は障害見舞金請求書に添付されている図書室見取図であり、不服申立人の請求は、前記文書中の児童の位置の訂正にある。

実施機関は、本件対象文書は、学校側が、関係児童、両親、校長及び教頭の立ち会いのもとに、事故の状況確認をして、センターによる災害共済給付の支払請求書の添付書類として作成したものであり、事故発生時の児童の位置関係の記載は、学校側が、上記の状況確認の結果の認識を踏まえ、おおむね正しく表示したもので、不服申立人の主張する児童の位置は正しいものとは言えないとする。

これに対して、不服申立人は、本件対象文書の児童の位置は、現場での状況確認のときに児童が実際に立った位置とかなり異なるとし、事実の記載の誤りがあると主張する。

条例第14条は、届出業務に係る本人の個人情報の記録について事実の記載の誤りがあるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができるとしている。

ここに「事実」とは、個人の身上事項をはじめとし、個別の事実について客観的に判断できる事項をいい、「誤りがある」とは、事実と個人情報の記録に記載されている情報との間に不一致があり、記載されている情報が、個別の事実記録として誤っていることをいうと解される。

そこで、当審査会では、指名委員により事故現場の調査を行い、その結果を踏まえて総合的に判断したところ、事故現場での児童の位置関係について、不服申立人の指摘するような児童の位置関係であると考えるのが合理的であると思料する。

すなわち、被害児童が入り口から図書室に入ってきたとき、加害児童がバットに模したパイプを構えていたら、加害児童の前を通過するのではなく、その後ろを通過しようとするのが常識であり、そのようにして加害児童の後ろを通過しようとしたとき、加害児童が被害児童に気がつかずにパイプを振り切れればちょうど被害児童の顔面にあたることになる。このような状況は、事故発生において、自然であり、無理がない。もし、実施機関の説明のように長机の近くで加害児童がパイプを振ったとすると、被害児童がなぜ机と黒板との間にわざわざ進行したのかについて、格別の理由がなければ、その説明には疑問が残る。そして、長机の近くで加害児童がパイプを振るには投手役の児童との距離は約90センチメートルと極めて近く、野球のまねをするにしては不自然である。

以上のことから、実施機関の説明は合理的ではないと思料され、事実には誤りがあると判断される。不服申立人の訂正請求には理由がある。

もっとも、本件対象文書である障害見舞金請求書は、給付請求のために作成されたものであり、現時点で訂正することには意味がないと考えられるが、事実と異なる内容の個人情報については、なお訂正するのが条例の趣旨と解される。